

総 税 企 第 2 5 号  
令 和 3 年 3 月 9 日

各道府県税務主管部長 } 殿  
東京都総務・主税局長 }

総務省自治税務局企画課長  
( 公 印 省 略 )

クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書について

クレジットカードを利用して地方税を納付した場合の納税証明書については、「クレジットカードを利用した地方税の納付について」（平成 18 年 3 月 13 日総税企第 53 号総務省自治税務局企画課長通知）の考え方にに基づき、各地方団体において運用がなされているものと承知しています。

クレジットカードによる地方税の納付が普及・定着していること等を踏まえ、今後、下記のとおり取り扱うこととしますので、各地方団体におかれては、納税者利便の観点から必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。

なお、下記の取扱いに関しては、国土交通省及び軽自動車検査協会と協議済みであることを申し添えます。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

#### 記

- 1 納税者がクレジットカードの提示等により地方税の納付手続を行った場合、当該納付額の公金口座への入金前であっても、指定代理納付者からの情報その他地方団体の長が確実と認める方法により、地方団体が当該納付額に係るクレジットカード納付手続が行われたことを確認した場合には、別紙を参考に、備考欄等に「指定代理納付者に納付の委託が行われている」旨の記載をした納税証明書を発行することができること。

2 上記のほか、自動車税種別割については、当該納付額の公金口座への入金前であっても、指定代理納付者からの情報その他地方団体の長が確実と認める方法により、地方団体が当該納付額に係るクレジットカード納付手続が行われたことを確認した場合には、自動車税納付確認システムにおいては、納付済みである旨登録することができること。なお、今後構築が予定されている、軽自動車税種別割における軽自動車税納付確認システムにおいても同様の取扱いとすることができること。

(連絡先)

総務省自治税務局自動車税制企画室

担当：前川係長、栗原事務官

電 話：03-5253-5663

F A X：03-5253-5671

(イメージ)

| 自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）  |   |
|---|---|
| 証明書番号   | 第 号   |
| * 自動車の所有者の住所及び氏名又は名称  |   |
| * 自動車登録番号   |   |
| 納税済年月日  |   |
| 本証明書の有効期限   |   |
| 備考  | 令和●年度分●円については、地方自治法第231条の2の規定により、知事が指定する指定代理納付者に納付の委託が行われています。<br>上記の納税済年月日は、当該納付の委託が行われた年月日です。 |
| 以上を証明する。<br>令和 年 月 日<br>都道府県知事氏名 ㊟  |   |
| 注 (1) 継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。<br>(2) *印欄は所有者において記入して下さい。<br>(3) この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。<br>(4) 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。 |   |